

# 公的機関による 高齢者をケアする施策

---

(後見制度を利用する前に)

# 1. 支援者不在の高齢者のケアの必要性

一人住まいの高齢者で支援者がいない場合や、信頼できる親族がいない場合などのケアはどうするかは、ご本人にとって大きな心配ごとです。

高齢者にとっては、判断能力があるうちに、介護を含めた総合的なケアを設定できることがご本人の安心・安全につながります。

そのためには、公的機関による総合的なケアが身寄りのない高齢者などにとって、頼りになることと思います。

このような高齢者を支援するための事業は、「日常生活自立支援事業」で、全国の市町村に1,817ある社会福祉協議会（社協）すべてで受付できる体制になっています。

\*朝日新聞の身寄りなき老後（2024.12.6～）の連載参照

## (1) 支援対象者

対象となるのは、高齢者や知的・精神障害者などで、判断能力が不十分な人。

ただし、法定成年後見制度や任意後見制度利用の方は対象外となります。

また、判断能力が問題なく十分な人は対象外となります。

判断能力の程度は、判断能力が十分でないながらも、この事業の内容をある程度は理解できる人が対象。

## (2) 支援内容など

福祉サービス利用の相談や契約、公共料金や医療費などの支払い、クリーニングオフ制度の利用手続、日常的な預金の出し入れや通帳・証書の保管など様々な支援が受けられます。

### (3) 支援サービス利用状況

全社協によると、2023年度末時点で、利用者は全国で、5万6398人。

22年度7月に利用を始めた人でみると、認知症などの高齢者が約54%を占めています。

自宅で暮らしている人は71%。そのうち一人暮らしの人は約74%ににぼっています。

(朝日新聞「身寄り亡き老後」2024.12.6掲載参照)

また、利用者の要望により、日常生活自立支援事業では受けられないサービスなどを提供する事業者が増えています。

身寄りのない高齢者に、入院・入所の「身元保証」や「死後事務」サービスなどを提供している事業者があります。

3項では、このような要望に応じた支援サービスに取り組んでいる今治市社会福祉法人の「よりそい安心事業」をご紹介します。

## 2. 今治市社会福祉協議会の「よりそい安心事業」

\*案内パンフより

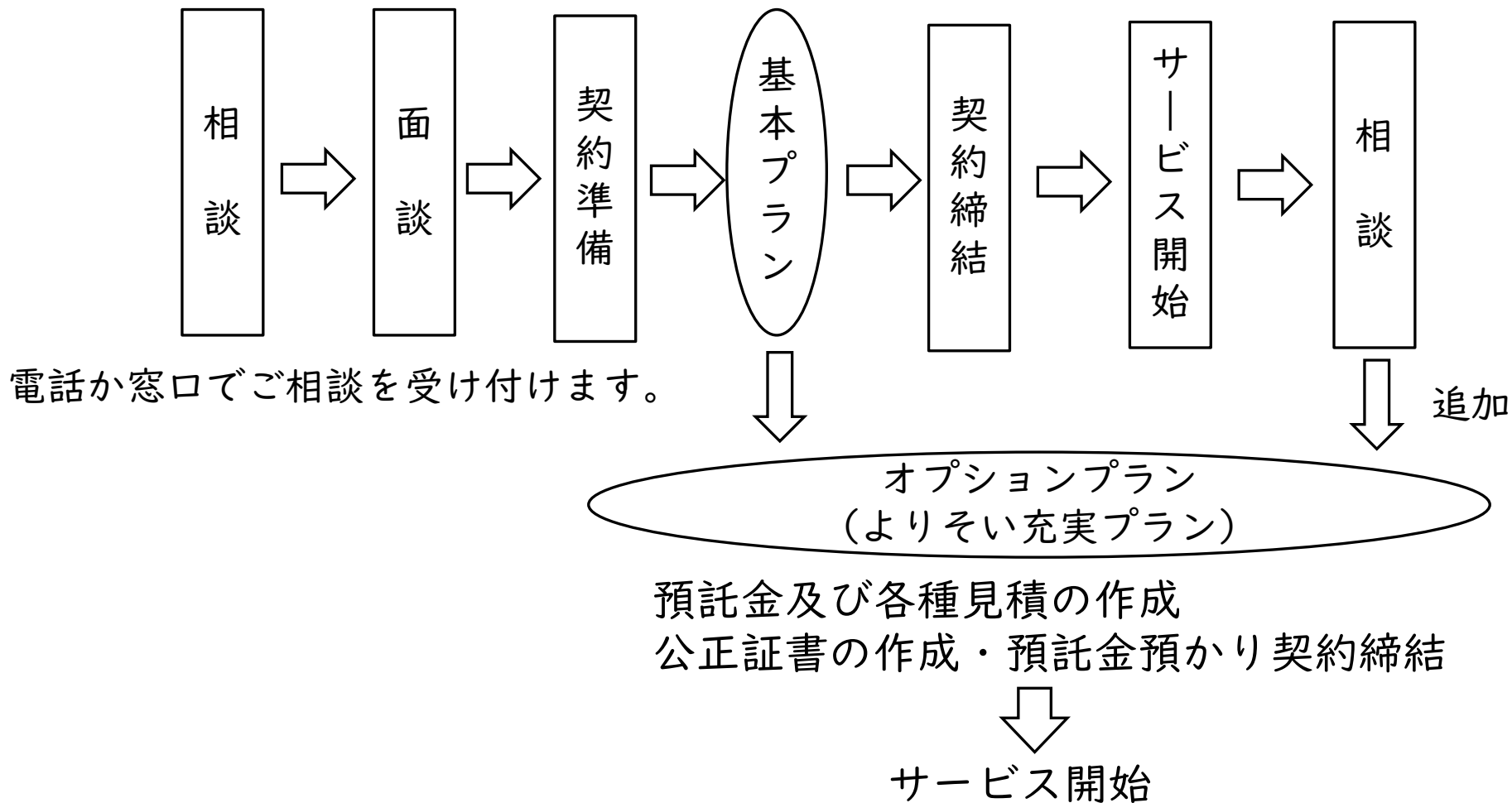
### (1) 利用できる方

- ① 今治市にお住まいの方（住民票が今治にある方）
- ② 単身世帯などで支援者がいない方
- ③ ご契約内容を十分理解し、利用を希望される方
- ④ 市外にお住いのご家族（\*本人の同意必要）
- ⑤ 障害のある子を抱える親世帯の方

### (2) 事業の内容

- ① 基本サービス  
「見守りサポート」と「安心サポート」
- ② オプションプラン  
「生涯よりそい充実サポート」

### (3) 利用までの流れ



\* 契約後は、見守りサポートを実施します。身体機能や判断能力の低下など、ご本人の状況や希望に合わせて、生涯よりそい充実サポートを追加することができます。

## \* 預託金

契約締結後判断能力が不十分になった時に備えて、オプションプランの申込を行う場合は、入院費やお亡くなりになった後に発生する費用の支払いのため、契約前にご希望の業者より各種の見積もりを取り、必要な額を算出して、今治市社会福祉協議会に預入れしていただくお金を預託金と言います。

## (4) 基本サービス（見守りサポートと安心サポート）

サービス内容	利用料
<p><b>【見守りサポート】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な自宅訪問または電話連絡による状況確認（原則、月1回程度）</li> <li>・ エンディングノートの作成サポート</li> </ul>	<p>契約時事務手数料 10,000円</p> <p>基本利用料 2,000円／月</p>
<p><b>【安心サポート】</b></p> <p>* ご自身で判断できるとき、または少し不安な状態 例えば・・・急に入院になったらどうしよう 入退院時の説明に立ち会ってほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設入所や入退院の説明の立会や契約時の同席</li> <li>・ 急な入院時、自宅からの必要物品のお届け</li> <li>・ 指定連絡先への連絡</li> <li>・ 光熱水費などの休止連絡</li> </ul>	<p>* 基本サービスの利用料は月2回（4時間）までは基本利用料に含まれます。3回目の利用から1時間につきにつき1,000円頂きます。</p> <p>* 実費は別途頂きます。</p>



## (5) 生涯よりそい充実サポート

オプションプラン	利用料金	預託金
<p>【ご自身で判断できにくい状態】            例えば・・・自分のことがわからなくなったらどうしよう            残された障がいのある子が心配どうしよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預託金での入院・入所費用の支払い</li> <li>・主治医への情報提供</li> <li>・日常生活自立支援事業や成年後見制度への移行</li> <li>・必要な福祉サービス等のご提案</li> </ul>	<p>1時間 1,000円</p>	<p>入院費用などの支払い</p> <p>入院費用 10万円×3カ月分 30万円～</p>
<p>【お亡くなりになった時】            例えば・・・死んだあとはどうしよう            死後事務委任契約公正証書の内容に基づいてのお手伝い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀や埋葬の執り行い(葬祭費用は含まれない)</li> <li>・死後の入院費・施設料の支払いや事務手続き</li> <li>・家財処分(賃貸の場合)</li> <li>・葬儀費用や埋葬費用の支払いなど</li> </ul>	<p>死後事務手数料として公正証書に基づいた金額</p> <p>事務処理 20,000円            火葬費 20,000円            葬儀費 30,000円            埋葬費 30,000円            家財処分 30,000円</p>	<p>死後事務委任契約公正証書に基づいた支払い</p> <p>直送(火葬)費用(22万円～)ツ+賃貸物件の家財処分代などの死後事務費用</p>

\*死後事務委任とは

「私にもしものことがあった時には、あなたに死後の事務手続きをお願いしますよ」と頼んで契約しておくことを死後事務委任といいます。

自分の死後、契約通りに実行してくれる信頼できる相手に依頼することが重要です。

\*死後事務委任契約公正証書とは

オプションプランを契約する前に、葬儀や埋葬方法、預託金の処理などについて細かく取り決めた死後事務委任契約を公正証書（公証役場で作成する）を作成して頂きます。

お亡くなりになった後は、あらかじめ決めた内容に基づいてお手伝いをします。

《以上これらの内容は、今治市社会福祉協議会の「よりそい安心事業」の内容のご案内です。変更や修正がある場合がありますので、詳しくは直接お問い合わせや相談願います》

近年、生涯独身の方や身寄りのないなどの独居の高齢者が増加しています。また独居の高齢者では、判断能力の低下など今後の生活に不安をお持ちの方が今後ますます増加することと思われます。

このような状況では、「日常生活自立支援事業」のサービスではこれらの方の不安を解消することができません。

今治市社会福祉協議会の事例を紹介したとおり、「見守り安心サポート」や「施設入所・病院入院などの事務や支払管理」及び「死後事務委任契約」などによるサポートが信頼できる団体等に依頼できることが重要になると思います。

後見制度を利用する前に、本人が支援サービスの内容が理解できる判断能力があるうちに、ご自分にあったこららサービスの利用に関する契約をすることが大切です。